

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	療養病床転換助成に必要な経費		担当部局庁	保険局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度		担当課室	総務課医療費適正化対策推進室		室長 鈴木 建一		
会計区分	一般会計		施策名	IV-2-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	高齢者の医療の確保に関する法律附則附則第5条、第8条		関係する計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高齢者の医療の確保に法律に基づき、中長期的な観点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。このため、医療機能の連携推進等による平均在院日数の短縮を推進していくこととしている。							
	療養病床の再編成は、より介護を必要とする患者が多く入院する長期入院病床を介護保険施設等に転換することが取組の中心であり、この再編成を円滑に進めるため、国、都道府県及び保険者が助成費用を分担することとし、都道府県は医療費適正化計画に基づき療養病床から介護保険施設等への転換が進むよう、管下の医療機関に転換に必要な整備費用の一部を(5/27)を助成するとともに、国は、都道府県に対し、負担割合に応じた交付金を交付する(10/27) ○病床転換助成事業 ・実施主体:都道府県 ・費用の負担割合:国 10/27、都道府県 5/27、保険者 12/27							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	3,915	488	252	258	258	
		補正予算	99	△ 214				
		繰越し等						
	計	4,014	274	252	258	258		
	執行額	812	186	243				
執行率(%)	20.2%	67.9%	96.4%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	平成18年度に32.2日あった平均在院日数を平成24年度において29.8日にする		成果実績	日	31.3	30.7	-	29.8
			達成度	%	38%	63%	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	病床転換助成事業交付金の転換実績数		活動実績(当初見込み)	床	784 (12000)	842 (1500)	1067 (1000)	— (1000)
単位当たりコスト	(0.5百万円/床)		算出根拠	執行額÷病床数=単位当たりコスト 1,241百万円÷2693床=0.5百万円				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	病床転換助成事業交付金	258	258	-				
	計	258	258					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・医療政策の推進・実現のために優先度の高い事業であり、国民のニーズがある ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき都道府県が実施主体となり、国、都道府県、保険者で費用を負担することとなっている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	・市場価格を基に算定した基準単価と実費用とを比較し、低廉な方の金額を交付している ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換に要する費用に限定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・活動実績の増に比例して成果実績は上昇している。 ・平均在院日数の短縮は医療費適正化計画に掲げられており、目標値に向けて年々短縮されている。 ・過去の実績を精査した上で予算要求しており、見込みと実績の乖離は年々減少している。 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療療養病床からの転換に対する助成を行うものであり、介護療養病床からの転換助成との役割分担はできている。 ・事業実施主体である都道府県において成果結果の確認等をおこなっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 地域介護・福祉空間等整備等施設整備交付金、厚生労働省老健局	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成24年度予算においては、平成22、23年度予算の執行状況等を踏まえ、都道府県から提出された実施計画の精査を行い所要額を措置		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	289	平成23年行政事業レビュー	259

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
243百万円(平成23年度)

療養病床の再編成のため、実施主体を都道府県として、国、都道府県及び保険者が助成費用を分担。



A.都道府県【16都道府県】
243百万円(平成23年度)

療養病床の再編のため、国は都道府県に対し負担割合(10/27)に応じた交付金を交付。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

北海道			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	医療機関等が療養病床から介護保険施設等への転換に要する費用	65			
計		65	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	65		
2	熊本県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	28		
3	京都府	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	24		
4	島根県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	22		
5	広島県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	20		
6	山形県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	15		
6	福島県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	15		
8	鹿児島県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	14		
9	石川県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	8		
10	徳島県	医療療養病床から介護保険施設等への転換に必要な費用の一部を助成する	7		